

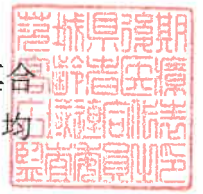


茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年7月3日

茨城県後期高齢者医療広域連合  
代表監査委員 小沼 均



## 令和元年度定期監査報告書

1 監査の対象

茨城県後期高齢者医療広域連合

2 監査した期日

令和元年7月3日

3 監査の範囲

次の期間における財務に関する事務の執行

平成30年4月1日から令和元年5月31日まで（平成30年度分）

4 監査の方法

予算の経理及び予算の執行、備品の管理、業務委託契約等の財務に関する事務の執行状況について、関係法令に基づいて適正かつ効率的に行われたかを主眼とし、関係職員より説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務及び事務事業の執行は、適正に執行されたものと認める。

引き続き、適正かつ効率的な事務の執行に努めるとともに、今後は被保険者数の増加に伴う医療費の増加が予想される状況であり、医療費適正化事業等の充実になお一層努められたい。

6 監査執行者

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員 小沼 均

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員 深谷 寿一